重 要 事 項 説 明 書

(施設介護サービス利用契約書)

施設介護サービス提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者が 説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 清和会
法 人 所 在 地	千葉県船橋市飯山満町2丁目681番地
法 人 種 別	社会福祉法人
電 話 番 号	$0\ 4\ 7-4\ 6\ 7-6\ 1\ 1\ 1$
代 表 者 氏 名	理事長 林 節子

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム ワールドナーシングホーム
施設の所在地	千葉県船橋市飯山満町2丁目681番地
施設長名	林 武 仁
電 話 番 号	$0\ 4\ 7-4\ 6\ 7-6\ 1\ 1\ 1$
ファクシミリ番号	0 4 7 - 4 6 7 - 6 1 2 3

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		指定年月日	指定番号	利用定数	船橋市 当サー	
施設	介護老人福祉施設	令和2年4月1日	1270900119 号	80 人	該	当
	短期入所生活介護	令和2年4月1日	1270900119 号			
居宅	介護予防 短期入所生活介護	令和2年4月1日	1270900119 号	20 人	該	当

4 事業の目的と経営の方針

	福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに生
	活され、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に
東光 の日的	参加する機会を与えられることとします。環境、年齢及
事業の目的	び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービス
	を提供されるように援助することを目的として事業を行
	う。
	「安全」「清潔」「信頼」を職員の基本行動指針とし
	て、利用者ひとり、ひとりの個別性を尊重し、個々の心
施設経営の方針	身の状態や生活環境を含む日常生活の全体像をふまえ、
	利用者及びその家族の意向を尊重し施設サービス計画を
	同意のもとに作成し、積極的に実践に取り組んで行く。
第三者評価の実施状況	実施の有無 : 無

5 施設の概要

特別養護老人ホーム

	敷地	2,650.79 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造2階建(耐火建築)
建物	延べ床面積	2,840.8m²
	利用定員	100名 施設 80名 短期 20名

(1)居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	1室	10.3 m²	$10.30 \mathrm{m}^2$
2人部屋	6室	16.5 m²	8. 25 m²
3人部屋	1室	27.0 m ²	9.00m^2
4人部屋	21室	33.0 m²	8. 25 m²

(2)主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食 堂	1 室	124.50 m ²	1. 60 m²
機能訓練室	1 室	165.00 m²	2. 06 m ²
一般浴室	1 室	35.00 m²	
機械浴室	特殊浴槽	1台	
医 務 室	1 室	₹ 40 0 5 2	
デイルーム	1 箇所	計 42.25㎡	

6 職員体制(主たる職員)

従業者の職種	配置人数	備考
施設長	1名	
生活相談員	1名	
介 護 職 員	3 0 名	
看 護 職 員	4名	
機能訓練指導員	1名	看護職員等
介護支援専門員	1名	
医 師	2名	(嘱託)
		診療科 内科、精神科
栄 養 士	1名	

- ※ 職員数は、上記の配置人数を下回らないものとします。
- ① 医師、栄養士及び機能訓練指導員は、併設により指定短期入所生活介護事業所・ 指定介護予防短期入所生活介護事業所と兼務する。
- ② 介護職員及び看護職員は、併設により指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所との合算数。

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	・日勤(8:30~17:30)常勤で勤務	
生活相談員	・日勤(8:30~17:30)常勤で勤務	
	・早番(7:00~16:00)	
	・早番(7:30~16:30)	
介護員	・日勤(11:00~20:00)	法人が定める年
	・遅番(12:45~21:45)	間休日カレンダ
	・夜勤(21:30~7:30)	ーに基づき、年
	・早番(7:30~16:30)	間休日105
	・日勤(8:30~17:30)	日。各月に定め
看護員	・遅番(9:30~18:30)	る勤務表によ
	・ オンコール体制(24 時間連絡体制)をとり、必要に応	る。
	じて出勤し、その対応にあたります。	
機能訓練指導員	看護職員の勤務時間帯に専従で勤務します。	
) 栄養士	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)常勤で	
木食工	勤務します。	
	 ・内 科 週1回 水曜日11:30~13:30	
医師		
him Lavie	•精神科 週1回 水曜日9:00~10:00	

8 施設サービスの概要

(1)介護保険給付サービス

種類	内	容
食 事	したバラエティに富んだ食事を	堂で食べていただけるように配慮
排 泄	タ食18:00~19:00 ・ 利用者の状況に応じて適切な 自立についても適切な援助を行	は排泄介助を行うと共に、排泄の
入浴	・ 原則、週2回以上適切な方法 す。	により入浴または清拭を行いま い方は、機械を用いての入浴も可
離床、着替え 整容等	す。 ・ 個人としての尊厳に配慮し、 をします。	が限り離床に配慮します。 の着替えを行うよう配慮しま 適切な整容が行われるよう援助 よの消毒は、月1回実施します。
機能訓練		護職員等)により、利用者の心身 対対のに必要な機能を計画的に るための訓練を実施します。
健康管理	また、緊急等必要な場合には主 任をもって引継ぎます。	
相談及び援助	・ 当施設は、利用者及びそのこ	で家族等からのいかなる相談についなりの必要な援助を行うよう努めま

社会生活上の 便宜 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

(2)介護保険給付外サービス

サービスの種別	卢	7	容
	· 月1回、理容	店の出張による理	1髪サービスをご利用いただけ
理髪・美容	ます。 ・ 月1回、美容 ます。	室の出張による美	をマサービスをご利用いただけ
日常生活品の 購入代行	代行サービスを (申込み先) 2	ご利用いただけま 生活相談員	, ,
金銭管理	いただけます。 ・ 詳細は、次の 管理する金銭 預けているもの お預かりする 保 管 保 管	とおりで。 等施の : みずし記原帳鑑いでは、 等施の : は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	原金通帳と通帳印 別として、1つ) は、事務室大金庫 は、事務室小金庫 をが責任をもって管理します。 がからの依頼又は施設長の指示 、総務係りが出納を行う。 をは、利用者又は身元引受人に 3ヶ月分毎の金銭出納の通知 にします。 を通帳の記載事項と同一のもの

11 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 社団協友会 船橋総合病院		
院長名	塚本 哲也		
所 在 地	船橋市北本町1-13-1		
電 話 番 号	0 4 7 - 4 2 5 - 1 1 5 1		
	外科・内科・整形外科・小児科・耳鼻咽喉科・眼科		
診 療 科	・皮膚科・泌尿器科・脳神経外科・消化器科・理学診		
	療科・人間ドック・訪問看護・健康相談		
入 院 設 備	有		
救急指定の有無	有		
	当施設と船橋総合病院とは、利用者に入院治療が必要		
契約の概要	と認められた時、又利用者の病状急変時に嘱託医師が不		
	在又は当該疾病が医師の専門外のためこれに対応できな		
	い時の協力		

医療機関の名称	医療法人同和会 千葉病院
院長名	小松 尚也
所 在 地	船橋市飯山満町2-508
電 話 番 号	0 4 7 - 4 6 6 - 2 1 7 6
診療科	精神科・神経科・神経内科・歯科
入 院 設 備	有
救急指定の有無	有
	当施設と千葉病院とは、利用者に入院治療が必要と認
契約の概要	められた時、又利用者の病状急変時に嘱託医師が不在又
	は当該疾病が医師の専門外のためこれに対応できない時
	の協力

医療機関の名称	医療法人社団 保健会 谷津保健病院
院長名	須藤 真児
所 在 地	習志野市谷津4-6-16
電 話 番 号	$0\ 4\ 7-4\ 5\ 1-6\ 0\ 0\ 0$
診療科	内科・呼吸器内科・循環器内科・糖尿病内科・消化器 内科・外科・乳腺外科・整形外科 脳神経外科・泌尿器科・婦人科・リハビリテーション 部・麻酔科
入 院 設 備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と谷津保健病院とは、利用者に入院治療が必要と認められた時、又利用者の病状急変時に嘱託医師が不在又は当該疾病が医師の専門外のためこれに対応できない時の協力

12 協力歯科医療機関

名称	医療法人社団 郁栄会 寒竹ファミリー歯科
院長名	寒竹 郁夫
所 在 地	船橋市本町7-11 東武百貨店船橋店7F
電 話 番 号	$0\ 1\ 2\ 0\ -\ 7\ 6\ -\ 4\ 1\ 8\ 2$

13 非常災害時の対策

施設は、非常災害に関する具体的計画(消防計画)を立て、非常災害に備えて必要な設備を設け、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを従業者並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、年3回以上避難、救出その他必要な訓練等を行います。

非常時の対応	別途定める「特別	養護老人ホー	ーム ワールドナーシ	ングホーム			
が 市 时 V 入 別 心	消防計画」に基づき、対応を行います。						
で除しの物も間板	第2ワールドナー	・シングホーム	ム並びに千葉病院と近隣	潾 防災協定			
近隣との協力関係	を締結し、非常時の相互の協力を約束しています。						
	別途定める「特別養護老人ホーム ワールドナーシングホーム						
	消防計画」に基づき	、夜間及び昼	圣間を想定した避難訓 網	陳等を、年			
	3 回以上、利用者の	方も参加して	実施します。				
	設備名称	個数等	設備名称	個所等			
平常時の訓練等	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	5個所			
防災設備	避難階段	3個所	非常通報装置	あり			
	自動火災報知機	あり	漏電火災報知機	あり			
	誘 導 灯	あり	非常用電源	あり			
	ガス漏れ報知機 あり						
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。						
消防計画等	防火管理者						

14 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てくださ
	い。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
 外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てくださ
	√ ′ _°
嘱託医以外の医	協力病院に受診いたします。(協力病院以外でも本人又は家族の
療機関への受診	希望する病院で受診できます。)
居室・設備・	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さ
器具の利用	い。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していた
	だくことがございます。
喫 煙	喫煙は決められた場所で利用できます。
迷惑行為等	騒音等他の利用者等の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、
<u></u>	むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください
所持品の管理	原則として貴重品は持ち込まないでください。
現金等の管理	原則として現金所持はお断りいたします。
宗教活動•	施設内で他の利用者等に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮く
政治活動	ださい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
	入院・外泊中の空きベッドは短期入所生活介護事業等に活用させ
入院・外泊	ていただきます。入院後おおむね3ヶ月以内に退院が見込まれない
	場合には、契約を終了します。

1- W 1			
<事業者名		事業者番号 1270900119	
	•	&関 船橋市 &護老人ホーム ワールドナーシングホーム	
<住		で設定人が一ム リールドリーシングが一ム 「飯山満町2丁目681番地	
		届祉法人 清和会	
		市飯山満町2丁目681番地	
令和 年	- 月	日	
< 代表者	> 理 §	事長 林 節 子	印
< 説明者	> 所属	特別養護老人ホーム ワールドナーシングホーム	
		目談員 印	
	<u>生活村</u>	目談員 印	
【利用者	<u>生活材</u> 計】		
【利 用 者 私は、契	<u>生活材</u> f】 g約書およて	が本書面により、事業者から施設サービスについて	(O
【利 用 者 私は、契	<u>生活材</u> f】 g約書およて		(n)
【利 用 者 私は、契	<u>生活材</u> 計】 そ約書およて 『の説明を学	が本書面により、事業者から施設サービスについて とけました。	(0)
【利 用 者 私は、契 重要な事項	<u>生活材</u> 計】 そ約書およて 『の説明を学	が本書面により、事業者から施設サービスについて とけました。	(<i>0</i>
【利 用 者 私は、契 重要な事項 令和 年	<u>生活材</u> 計】 そ約書およて 『の説明を学	が本書面により、事業者から施設サービスについて とけました。 日	(n)
【利 用 者 私は、契 重要な事項 令和 年 <住 所	<u>生活材</u> (か書およて (の説明を受 (エート)	が本書面により、事業者から施設サービスについて とけました。 日	の
【利 用 者 利 は、事 動 を イ (氏 名)	生活材 生活材 は は が ま が ま の 説明を ラ ト ト ト	が本書面により、事業者から施設サービスについて とけました。 日	
【利 利 利 和 妻 和 住 氏 理 名 年 の 任 理 の 日 は り り り り り り り り り り り り り り り り り り	生活材 生活材 生活材 き き さ う ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	が本書面により、事業者から施設サービスについて とけました。 日	

施設介護サービス利用契約書

ご利用者を甲とし、

事業者 特別養護老人ホーム ワールドナー	<u>ーシングホーム</u> を乙とし、
下記のとおり施設介護サービス契約を締結し	ます。
(施設介護サービスの目的)	
第1条 乙は、介護保険法関係法令の定めるところによ	り、甲に対し、この契約の定めるところに
従って、指定を受けた当該事業所において、甲がその	有する能力に応じ自立した日常生活を営む
ことができるようにすることを目指して、各種サービ	、スを提供します。
(被保険者)	
第2条 甲の契約日時点における要介護状態区分は	です。
2 甲の要介護認定の有効期間は 年 月	日から 年 月 日までです。
3 被保険者証に記載された認定審査会意見は下記のと	おりです。
4 甲と乙は、この契約が更新されるごとに、更新時点	での甲の要介護状態区分、要介護認定の有
効期間及び認定審査会意見を文書で確認し、契約書末	足に添付するものとします。
(事業者)	
第3条 当施設は、介護保険法令に基づき、船橋市長の	指定を受けた指定介護者人福祉施設です。
当施設の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書	
なお、当施設のパンフレットも併せてご覧下さい。	
(契約期間と更新)	
()\n \n \	

3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日をもって契約期間の満了日とします。

第4条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日より令和 年 月 日とします。

日が更新された場合には、変更後の有効期間満了日をもって契約の満了日とします。

契約は自動更新され、以後も同様とします。

ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間満了

2 契約期間満了日の30日前までに、甲から書面による更新の拒絶の申し入れがない場合、この

(施設サービス計画の作成・変更)

第5条 乙は、下記の介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画を作成する業務を担当させ (以下「計画担当介護支援専門員」といいます。)、計画担当介護支援専門員が次の各項に定め る職務に誠意をもって遂行するよう責任をもって指導・監督します。

介護支援専門員 氏名

- 2 計画担当介護支援専門員は、甲の入所後、速やかに施設サービス計画の作成に着手します。
- 3 計画担当介護支援専門員は、甲の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、甲が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を適切な方法により把握し、当施設の他の従業者と協議の上、当施設の提供するサービスの目標、その達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画案を作成します。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、当施設の他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて施設サービス計画の変更をします。
- 5 甲は、計画担当介護支援専門員に対し、いつでも施設サービス計画の内容を変更するよう申し 出ることができます。その場合、計画担当介護支援専門員は、施設介護の趣旨に反しない範囲で、 できる限り甲の希望に沿うように施設サービス計画を変更します。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画案を作成または変更した場合には、甲に対し、施設サービス計画案または変更された施設サービス計画案につき、その内容を説明し、同意を得ます。

(介護サービスの内容及びその提供)

- 第6条 乙は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、各種サービスを懇切丁寧に提供します。各種サービスの内容は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 乙は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して各種サービスの提供を行うよう努めます。
- 3 甲は、介護保険給付サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
 - ① 入浴、排泄、おむつの取り替え、着替え等の介護
 - ② 相談及び援助
 - ③ 教養・娯楽設備の提供及びレクレーション行事
 - ④ 行政手続の相談
 - ⑤ 機能訓練
 - ⑥ 健康管理
- 4 甲は、介護保険給付外サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
 - ① 特別な食事の提供

- ② 食事の提供
- ③ 理美容
- ④ レクリエーション
- ⑤ 預かり金管理
- ⑥ その他
- 5 乙は、同条の各種サービスの提供に当たり、甲またはその家族、または甲の民法上の成年後見 人等(以下「成年後見人等」という。) に対し、処遇上必要な事項について分かりやすく説明し ます。
- 6 乙は、同条の各種サービスの提供に当たり、甲の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、 甲の心身の状況に応じて甲の処遇を妥当適切に行い 、漫然かつ画一的なものとならないように配慮します。
- 7 乙は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その甲の利 用状況を把握するようにします。
- 8 乙は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛るミント型の手袋をつける、腰ベルトや Y 字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を 4 本つける、居室の外から鍵をかける、抗精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。また、行う場合には、制限を定め、甲またはその家族、成年後見人等に対し、その内容を説明し、同意を得ます。

(計画作成までのサービス)

第7条 乙は、甲に対し、甲の入所後、 本契約書第5条の施設サービス計画が作成されるまでの 間、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。

(費用の負担と領収証)

- 第8条 甲は、乙に対し、施設サービス計画に基づき乙が提供する各種介護保険給付サービス及び 各種介護保険給付外サービスにつき、別紙「重要事項説明書」のとおりの利用料等を支払います。
- 2 乙は、甲が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村から支給を受ける額の限度において、甲に代わって市町村から支払いを受けます(以下「法定代理受領サービス」といいます)。
- 3 乙は、毎月翌月10日前後に、当月分の利用料等の請求書を甲に送付します。請求書には、甲 が利用した各種サービスにつき、その利用回数、介護保険給付適用の有無、法定代理受領の有無 等を明示します。
- 4 甲は、乙に対し、前項の請求書に基づき、当月の利用料等を現金で支払いまたは指定銀行・郵便局指定口座への自動引き落としの方法を選択して支払うこととします。ただし、引き落とし手数料は利用者負担とします。
- 5 甲の故意又は過失により、 居室又は備品に補修が必要となった場合には、その費用を甲が別

途これを負担します。但し、やむを得ない事情があると認められる場合は、甲の負担を免除する こともあります。

6 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し、遅滞なく領収証を発行します。領収証には、乙が提供した各種サービスごとに、介護保険給付の対象となるものと対象外の区別、 領収金額の内訳を明記します。

(保険給付請求のための証明書の交付)

- 第9条 乙は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険給付サービスを提供した場合において、 甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対してサービス提供証明書を交付します。
- 2 サービス提供証明書には、提供した介護保険給付サービスの内容、 費用の額その他必要な事項を記載します。

(医療体制)

- 第10条 乙は、甲に対し、嘱託の医師により定期的な検診を行います。
- 2 乙は、甲に病状の急変等入院の必要な事態が生じた場合には、責任をもって協力医療機関等に引き継ぎます。なお、当施設の協力医療機関は別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 3 前項の場合、甲が特に希望する医療機関を有する場合には、状況の許す限り、その希望する医療機関を優先します。
- 4 治療の必要性、方法等の判断については、緊急の場合を除く外、甲の意思を確認し、できるだけ甲の意思に沿うようにします。

(介護サービス記録)

- 第11条 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録書類を整備し、その完成の日から 5年間保存します。
- 2 甲及び甲の家族または身元引受人、成年後見人等は、乙に対し、いつでも前項の記録書類の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写においては、乙はその請求者に対して、実費相当額を請求することができます。

(契約の終了)

- 第12条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。
- 1 甲が要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき。
- 2 甲が死亡したとき。
- 3 甲が本契約書第15条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 4 乙が本契約書第16条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 5 甲が病院または診療所に入院する必要が生じた場合で、 入院後おおむね3カ月以内に退院することが見込まれないとき。
- 6 甲が他の介護保険施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れることができる状態となったとき。

(契約終了後の退所及び費用負担)

第13条 前条第6項の規定により契約が終了した場合は、乙は、 甲の退所につき相当の猶予期間

を設ける等、退所の時期・方法については、甲の健康保持、生活環境の整備に十分な配慮をします。

2 前条第6項の規定による契約終了後、退所までに甲の生活に要した費用については、全額甲の負担とします。

(甲の契約解除)

- 第 14 条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3 0 日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了までに居室を明け渡します。 (乙の契約解除)
- 第15条 乙は、甲が次の各項に該当する場合には、甲に対して30日間の予告期間をおいて、この契約を解除することができます。
- 1 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月以上滞納したとき。
- 2 甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ甲に対する 通常の介護方法ではこれを防止することができないとき。
- 3 甲につき、重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺を犯す危険性が極めて大きいと認められると き。
- 4 故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がないとき。 (中途解約と清算条項)
- 第16条 契約期間中に契約が終了した場合は、甲の責に帰すべき事由による契約解除の場合をの ぞきサービスの未給付分について乙が既に受領している利用料があるときは、その相当額を返還 します。

(身元引受人、成年後見人等)

- 第17条 乙は、甲に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、社会通念上、甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務につき、極度額 50 万円範囲内で 甲と連帯して履行の責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、 入院手続が円滑に進行するように乙に協力すること。
 - ② 契約解除又は契約終了の場合、 乙と連携して甲の状態に見合った適切な受け入れ先の確保 に努めること。
 - ③ 甲が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置を行なうこと。
- 4 成年後見人等にあっては、第2項及び第3項について、乙と協議し、必要な措置を講ずるものとします。

(苦情処理)

第18条 甲及び甲の家族または身元引受人、成年後見人等は、提供されたサービス等につき苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立窓口に苦情を申し立てることがで

- きます。その場合、乙は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について甲に通知します。
- 2 甲及び甲の家族または身元引受人、成年後見人等は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健 康保健団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 乙は、甲及び甲の家族または身元引受人、成年後見人等から第1項または第2項の苦情の申し立てをしたことで、甲に対していかなる差別的な取り扱いもいたしません。

(秘密の保持)

- 第 19 条 乙の職員は、業務上知り得た甲及び甲の家族または身元引受人、成年後見人等の秘密を、 正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 乙は、乙の職員が退職後、就業中に業務上知り得た甲及び甲の家族または身元引受人、成年後 見人等の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことのないように配慮します。
- 3 乙が、居宅介護支援事業者等必要な機関に甲に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により甲の同意を得ます。

(個人情報の保護)

- 第20条の2 甲及び甲の家族または身元引受人に関する個人情報の取扱いについては、当法人の個人情報管理規程に基づき、保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎます。
- 2 個人情報保護の利用目的を特定し、あらかじめ文書により甲及び甲の家族または身元引受人、成年後見人等の同意を得ます。

(退所時の援助)

第21条 契約の解除または終了により甲が当施設を退所することになったときは、乙はあらかじめ甲の退所先が定まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関、 医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

(事故発生時の対応及び賠償責任)

第22条 サービスの提供にともなって、乙の責めに帰すべき事由により甲の生命・身体・財産に 損害をおよぼした場合は、甲に対してその損害を賠償します。

(合意管轄)

第23条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、千葉地方裁判所をもって第 一審裁判所とすることを、甲と乙とはあらかじめ合意します。 以上の契約の証しとして本契約書を2通作成し、甲及び乙は署名または記名押印の上、各自その 1通を保有します。

A T.	/ -		
会和	年.	Ħ	H

(ご利用者;甲)

私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約に定めるところに 従い、貴施設に入所し、各種の介護サービスを利用することを申し込みます。

 住 所 〒
 所 田

 氏 名 印
 印

 電話番号 (FAX)
 日

(署名代行者)

私は、利用者に代わり、上記署名を行いました。私は利用者本人の契約意思を確認しました。

 住 所 〒

 氏 名
 印

電話番号(FAX)

(身元引受人、成年後見人等)

私は、以上の契約内容につき貴施設から説明を受け、身元引受人、成年後見人等の責任につき 理解しました。

 住 所 〒

 氏 名 印

 電話番号 (FAX)

(事業者;乙)

当施設は、指定介護老人福祉施設事業者として、甲の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

所在地 〒 274-0822

千葉県船橋市飯山満町2-681

法人名 社会福祉法人清和会

代表者 理事長 林 節 子 印

電話番号 047-467-6111 FAX 047-467-6123

【 利用料金表 】

ワールドナーシングホーム

1 地域区分

千葉県船橋市は4級地にあたり、1単位の単価割合は1054/1000となります。

- 2 利用料金
 - ① 施設介護サービス費(介護給付対象)

区分	単位/日	負担額 (円/日)	負担額 (円/日)	負担額 (円/日)
, , , ,		1割	2割	3割
介護度1	589	621	1, 242	1,863
介護度2	659	695	1, 389	2,084
介護度3	732	772	1, 543	2, 315
介護度4	802	846	1, 691	2, 536
介護度5	871	918	1,836	2, 754

* 入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護給付 (福祉施設外泊時費用1日246単位月6日限度)の扱いとなります。

② 施設介護サービス加算料金 全体表(介護給付対象)

② 胞放升護サービグ加昇科金 主体表(分)護福刊 対象 /						
※ 該当 する	サービス内容	単位数	負担額 (円/日)	負担額 (円/日)	負担額 (円/日)	算定単位
加算			1割	2割	3割	
0	日常生活継続支援加算(I)	36	38	76	114	
0	看護体制加算 (I) 口	4	5	9	13	
0	看護体制加算(Ⅱ)口	8	8	17	26	1日につき
0	夜間職員 配置加算 夜間職員配置加算(I)口	13	14	28	42	
\circ	個別機能訓練加算(I)	12	13	26	38	
0	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	21	42	63	1月につき
0	精神科医療養指導加算	5	5	11	16	
0	外泊時費用	246	259	519	778	1日につき、月6日限度
0	初期加算	30	32	64	95	1日につき
0	栄養マネジメント強化加算	11	12	23	35	1 目につき
0	経口維持加算(Ⅰ)	400	422	844	1265	1月につき
0	経口維持加算 (Ⅱ)	100	105	211	317	171000
0	若年性認知症入所者受入加算	120	126	253	380	1 目につき
0	配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)	650	685	1371	2056	1回につき
0	配置医師緊急時対応加算(深夜)	1,300	1370	2741	4111	1回につき
0	配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間及び深夜を除く)		343	685	1028	1回につき
0	看取り介護加算(I) 1	144	152	304	456	
0	看取り介護加算(I) 2	680	717	1434	2151	1 目につき
0	看取り介護加算(I) 3	1, 280	1349	2699	4048	
0	介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数	Ø140/1000		1月につ)き

上記の表のうちから、厚生労働省が定める各加算の当該施設基準に掲げる区分に従い、 当施設のサービス提供体制に該当している加算(※)を所定単位数に加え算定致します。 また、サービス加算体制の変更等により追加または中止する場合がございます。

- ③ 居住費 1日あたり 915 円
- ④ 食費 1日あたり 1,900 円

(内訳:朝食 450円、昼食 750円、夕食 700円)

- * 但し、③と④は「特定入所者介護サービス費」の利用者負担第1段階から第3 段階②の認定者については、「認定証」に記載されている負担限度額となります。
- ⑤ 預り金に関する費用

ア、事務手数料 毎月 1,800円

⑥ その他料金

ア 理美容代 実費 カ 日常生活品代(個人用の日用品等) イ 年金等の行政手続き代行 キ 個人専用の家電製品の電気代 ウ 特別な食事 ク 外部委託のクリーニング代

エ 行事参加費 ケ その他 (自動振込みの場合の手数料)

オレクリエーション、クラブ活動材料費